



# [特集: 船橋市 福祉タクシー利用料金の助成]

先月は「はり・きゅう・マッサージ等費用助成券」について簡単に説明させて頂きました。今月は船橋市が取り組む高齢者福祉政策を、もう一つ紹介したいと思います。船橋市は、通院などでタクシーを利用する時に運賃の一部を助成する「福祉タクシー乗車券」を交付し、市民の費用負担を軽減する目的で助成券を発行しています。この助成制度にもいくつかの条件と種類があるのでまとめて紹介します。

種類	対象	助成額	助成枚数 (年度)
福祉タクシー乗車券 (A)ラベンダー色	・ 要支援 2 及び要介護 1 ~ 2 の認定を受けている方	料金の1/2 (上限1200円)	1 2 枚
福祉タクシー乗車券 (B)黄色	・ 要介護 3 ~ 5 の認定を受けている方	料金の1/2 (上限1200円)	制限なし ※1度の申請につき30枚
福祉タクシー乗車券 ピンク色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害者手帳1・2級(すべての部位)</li> <li>・ 視覚・下肢・体幹機能障害3級(個別等級)</li> <li>・ 腎機能障害で人工透析治療を行っている方3・4級</li> <li>・ 重度知的障害：療育手帳が○A1~A2 の方</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方</li> </ul>	料金の1/2 (上限1200円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 2 0 枚</li> <li>・ 人工透析の方は 3 1 2 枚</li> <li>・ 要介護3~5の方は無制限</li> </ul>

★市と協定を締結しているタクシーを利用した場合に、その料金の一部を助成します。  
 降車時に全額を支払い、乗車月の翌々月に船橋市より指定口座に助成金が振り込まれます。  
 ※利用料金とともに「福祉タクシー乗車券」を運転手に渡して下さい。  
 ※運賃以外の介助料金や指名料等は助成対象外となります。  
 ※乗車1回につき利用できる福祉タクシー乗車券は1枚です。  
 ※上記表中の**重度の障害に該当し、かつ要介護者**である場合は、**障害福祉課のピンク色**のタクシー券が優先されます。(障害福祉課のタクシー券のみ利用が可能です。)  
 ※療育手帳について、国の厚生労働省からの指導は、重度は「A」、それ以外は「B」の2つのランク区分だけで、各自治体の独自制度。判定区分は自治体によって区分の呼び名や、判定基準に若干の違いがあります。

### <申請に必要なもの>

- ・介護保険証
- ・印鑑
- ・銀行口座が分かるもの
- ・交付申請書(窓口で貰えます)
- ・障害者手帳、療育手帳または福祉手帳(ピンク色の券を申請の方)

### <申請窓口>

高齢者福祉課、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階12番窓口)、各出張所・連絡所ガイドコーナー  
 重度障害に該当する方(ピンク色)は、障害福祉課